

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

義務教育課

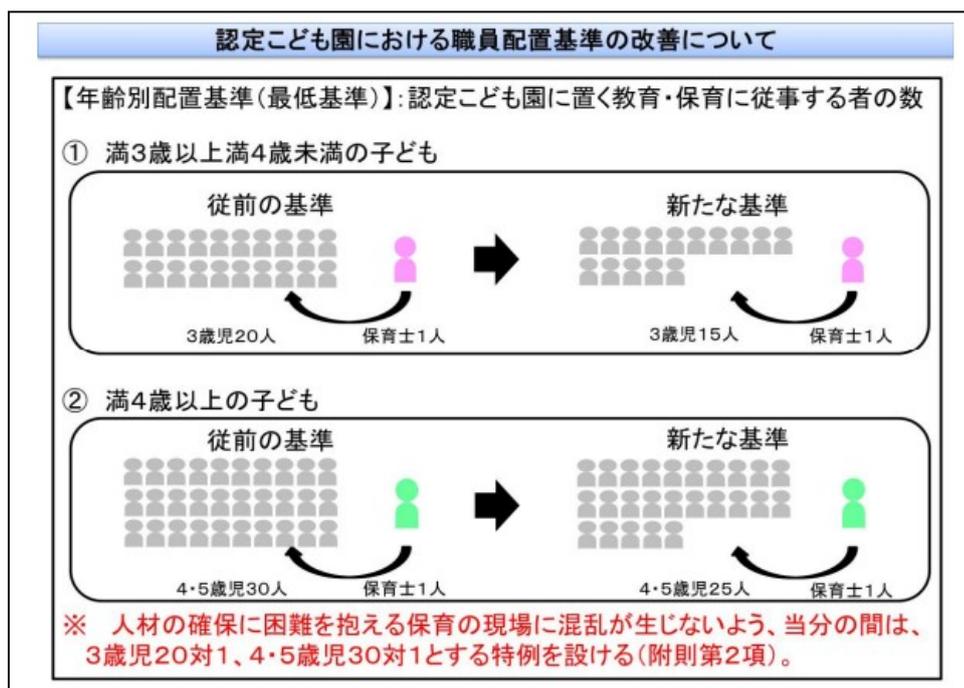
1 概要

令和6年第2回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和6年6月20日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上の職員を置くとされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の職員を置くとされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。

【参考】



(2) 職員配置に関する特例を定める。

【別添参照】①新旧対照表

②こ成保 141、5 文科初第 2419 号(令和6年3月13日付)

(3) その他所要の改正を行う。

(4) この条例は、公布の日から施行する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、国の基準改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置に関する基準を改めるものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、職員配置に関する基準を改める等の必要がある。

【議案の概要】

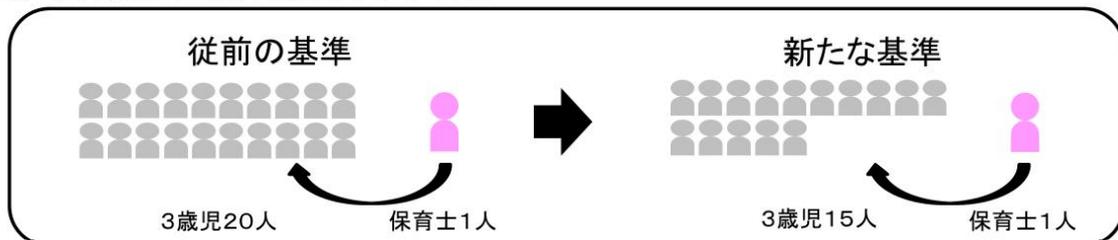
- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。
- 2 職員配置に関する特例を定める。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

認定こども園における職員配置基準の改善について

【年齢別配置基準(最低基準)】: 認定こども園に置く教育・保育に従事する者の数

① 満3歳以上満4歳未満の子ども



② 満4歳以上の子ども



※ 人材の確保に困難を抱える保育の現場に混乱が生じないよう、当分の間は、3歳児20対1、4・5歳児30対1とする特例を設ける(附則第2項)。

新旧対照表

沖繩県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖繩県条例第23号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員配置に関する特例)</p> <p>2 別表の第1の1の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数については、当分の間、同表の第1の1中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。</p> <p>(職員資格に関する特例)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第4条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 別表に掲げる施設の設定の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p> <p>(法第3条第3項の条例で定める要件)</p> <p>第5条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 別表に掲げる施設の設定の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>(認定こども園の職員資格に関する特例)</p> <p>2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の第1の1本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同表の第2の1、2及び4の規定にかかわらず、同表の</p>

第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

3 別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

4 別表の第2の4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は保育士の資格を有する者とともに教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する場合（小学校教諭の普通免許状を有する者が満5歳以上の子どもに係る当該保育に従事する場合を除く。）を除き、保育に従事してはならない。

5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表の第2の1、2及び4の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該者は保育士の資格を有する者とともに保育に従事する場合を除き、保育に従事してはならない。

6 別表の第2の1の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、

4 別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第8項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	(略)	(略)	
附則第5項	(略)	(略)	
附則第6項	(略)	(略)	
附則第7項	(略)	(略)	

別表（第4条、第5条関係）
施設の設備及び運営に関する基準

附則第3項	別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	別表の第2の4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	別表の第2の1、2及び4の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認めらる者
附則第6項	別表の第2の1の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

別表（第4条、第5条関係）
施設の設備及び運営に関する基準

<p>第1 職員配置</p> <p>1 認定こども園には、満1歳未満の子どももおおむね3人以上につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どももおおむね6人以上につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どももおおむね15人以上につき1人以上、満4歳以上の子どももおおむね25人以上につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第7 (略)</p>	<p>第1 職員配置</p> <p>1 認定こども園には、満1歳未満の子どももおおむね3人以上につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どももおおむね6人以上につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どももおおむね20人以上につき1人以上、満4歳以上の子どももおおむね30人以上につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。</p> <p>2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならず、この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。</p> <p>第2～第7 (略)</p>
---	--

こ 成 保 141
5 文科初第 2419 号
令和 6 年 3 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 中 核 市 市 長

こども家庭庁成育局長
文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について
(通知)

令和 6 年 3 月 13 日、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和 6 年内閣府、文部科学省令第 1 号)、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和 6 年内閣府令第 18 号)及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和 6 年内閣府、文部科学省告示第 1 号)(以下「改正基準等」という。)がそれぞれ別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行される。

改正基準等の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られたい。

記

第一 改正の趣旨及び内容

今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、「2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う。(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げ

ない。）」とされた。

これを受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善する改正を行う。また、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ、併せて改正を行う。

また、財政支援として、私立の教育・保育施設については、公定価格の加算措置を設けることとしており、当該加算等の活用により、職員配置の改善を積極的に進めていただきたい。

公立の教育・保育施設については、公立施設の運営費は、市町村10/10負担であるが、3歳児(15対1)や令和6年度開始の4・5歳児(25対1)の職員配置の改善に要する経費も含め、その地方負担分について普通交付税措置を講じることとされている。

各都道府県及び市町村(以下、「都道府県等」という。)においては、本改正の趣旨や財政支援の措置に鑑み、保育士等の確保の取組を進めつつ、公立施設及び私立施設の職員配置の改善を積極的に推進していただきたい。

なお、今後、公立施設を含め、職員等の配置の改善状況を把握する予定としている。

第二 附則第2項関係

改正基準等の附則第2項では、条例制定主体である都道府県等において、改正基準等による改正後の基準等に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、当該都道府県等内において一律に改正基準等による改正前の基準等が効力を有する旨定めた。

都道府県等においては、本改正の本則において職員配置基準が明確に改善された趣旨に鑑み、改正基準等による改正後の基準に従い条例の改正を行いつつ、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該条例において改正基準等の附則第2項のような経過措置を附則で定めることが望ましい。

第三 附則第3項関係

改正基準等の附則第3項では、改正基準等の公布から施行までの期間に鑑み、都道府県等において改正基準等による改正後の基準に従い条例を制定するための期間を確保する必要があることから、附則第2項が適用される場合(教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき)を除き、改正基準等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正基準等による改正後の基準等に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間は、改正基準等による改正後の基準等のうち、満3歳児及び満4歳以上児の職員配置基準について

定める規定に限り、当該規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす経過措置を設けた。

第四 施行期日

令和6年4月1日

【添付資料】

- ・(別添1) 官報「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和6年内閣府、文部科学省令第1号)
- ・(別添2) 官報「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和6年内閣府令第18号)
- ・(別添3) 官報「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和6年内閣府、文部科学省告示第1号)

○本件についての問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

Tel : 03-6858-0058